

デジタル・ネット時代における 知財制度の在り方について

< 概要 >

デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会

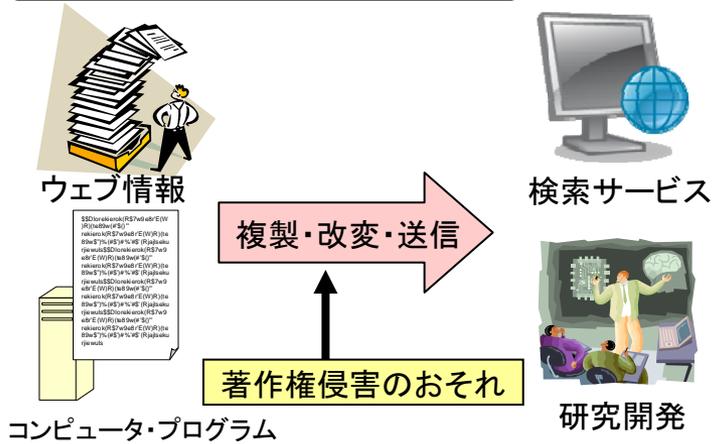
検討の経緯

- 近年のデジタル技術の発展やネットワーク化の浸透に対応した知財制度の課題と対応の在り方について検討するため、本年3月の知的財産本部会合により設置決定。
- 本年5月末に検討経過をとりまとめ、ネット検索の適法化など早急に対応すべき事項を提言。

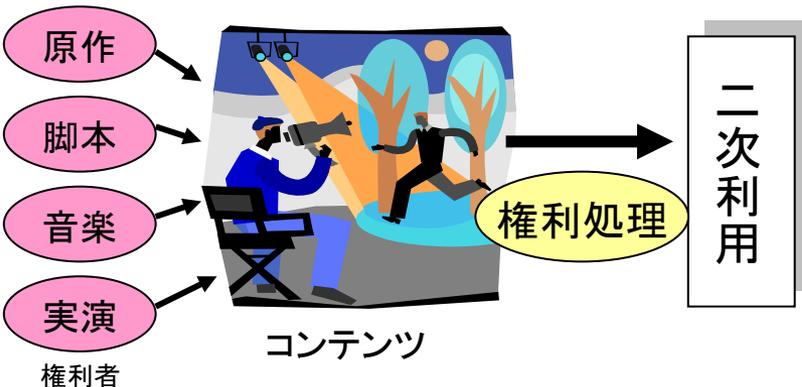
デジタル・ネット時代に対応した知財制度の構築

デジタル・ネット時代において、イノベーションの創出及びコンテンツの流通を促進する観点から、著作権法を見直す

イノベーションの促進



コンテンツ流通の促進



2008年度中に法的措置

デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会において検討し、2008年度中に結論

検索サービスの適法化

通信過程における一時的蓄積の適法化

研究開発における著作物利用の適法化

コンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリングの適法化

包括的な権利制限規定(日本版フェアユース規定)の創設等

権利者不明のコンテンツについて、事前許諾を得なくても利用できる措置の導入

国立国会図書館の蔵書のデジタル化

ネット上でのコンテンツの流通を促進するための新たな枠組み

ネット上の違法コンテンツへの対策の強化

(参考) 早急に対応すべき事項

(1) 検索サービスの適法化

検索サービスの円滑な実施に必要な複製、翻案又は公衆送信を適法に行うことができるようにする。

(2) 通信過程における一時的蓄積の法的位置付けの明確化

コンテンツの配信等に係るネットワーク経路における中継サーバー等への一時的な蓄積についての複製等の問題を解決するため、法的措置を講ずる。

(3) 研究開発に係る著作物利用の適法化

膨大な情報の蓄積・改変が必要な音声・言語・ウェブ解析技術などイノベーションの創出に関連する研究開発であって、著作権者の利益を不当に害しない場合には、必要な範囲で著作物の複製等を行うことができるようにする。

(4) コンピュータ・プログラムのリバースエンジニアリング

革新的ソフトウェアの開発や情報セキュリティの確保に必要な範囲において、コンピュータ・プログラムのリバース・エンジニアリングの過程で生じる複製・翻案を行うことができるようにする。

(1) 包括的な権利制限規定(日本版フェアユース規定)の導入

新たなビジネスモデルの開発や新規事業の参入を促す観点から、権利者の利益を不当に害しないと認められる利用を包括的に合法化しうる一般的な権利制限規定(日本版フェアユース規定)の導入を検討

(2) コンテンツの流通促進方策

ネット上のコンテンツ・ビジネスを進める観点から、コンテンツの権利処理の円滑化等のための方策について検討

(3) ネット上に流通する違法コンテンツへの対策の強化

違法コンテンツの蔓延を防ぎ、ビジネスの対価が正当に権利者へ還元される環境を作るため、ネット上の違法コンテンツへの対策の強化や、外国を発生源とする違法コンテンツに対する国際的な対応などを検討